

令和元年度 第3回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
(第19回 徳島県版「子ども・子育て会議」議事録)

- 1 日時 令和2年1月22日(水)  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 場所 県庁10階 大会議室
- 3 出席委員 江口 久美子 大山 百合子 後藤 真美 佐伯 美晴  
志内 正一 白草 千鶴 田中 京子 二宮 恒夫  
南 妃佐恵 山崎 篤史 山崎 健二 大和 忠広  
計 12名
- 4 次第 (1) 開会  
(2) 県民環境部長挨拶  
(3) 議事  
ア 第二期子ども・子育て支援事業支援計画について  
イ その他  
(4) 閉会

5 議事の概要

(会長)

それでは議事に入りたいと思います。議事の(1)について、事務局から説明いただき、その後で皆様から御意見いただきたいと思います。

事務局、よろしく申し上げます。

< 事務局から資料の説明 >

(会長)

皆様の現場、それぞれ、気付いた御意見をお願いしたいということですので、どなたからでも結構です。御意見、あるいは、御質問がありましたらお願いします。

(委員)

素案について、もうこの段階で意見として申し上げてどうなるかなというところなんですけれど、実は、素案の15ページ、子育て支援事業のショートステイ事業と17ページのトワイライトステイ事業、両方合わせて子育て短期支援事業と言うんですが、実際にこの子育て短期支援事業というのは、大変利用者にとっては使いやすいというか、とても重要な

事業だと思っています。私は、徳島児童ホームという児童養護施設でおりますが、現在、このショートステイやトワイライトステイ事業は主に児童養護施設や乳児院で行われています。ただ、現状としましては、場所と人について、それからステイの状態につきましては、乳児院や養護施設の余裕のある部分で行うような形になっています。つまり、それ専用の場所とか、それ専用の人を構える余裕が今のところない。全国を見ますと、それに対してそれ専用の場所を作ったり、ショートステイやトワイライトステイをする専用の人材を確保してやっている所もあるんですけど、徳島県の場合には、なかなかそれは難しい状況があります。それは市町村との委託契約を前提とした事業ですので、委託契約の中である程度年間に見込まれる量とその収入というのが安定しませんので、人を雇っていくのは難しい。実際に、養護施設や乳児院のそこで働いている入所児童に処遇を行う職員が、余裕のある中でその利用児童と一緒にショートステイやトワイライトステイの児童を見ていく形を取っています。現実的には入所児童はそれぞれ虐待や不適切な養育や様々な理由で入ってきています。入所するまでの段階でいろいろな状況がありまして、やっぱり入所するだけの理由があって、別個に見ていく必要があります。ショートステイの子どもたちと一緒に見るというのは、お互いにとってあまり良くない状況はあります。ただ現状としては、一緒に見ていくという形を取らざるを得ない状況があります。うちは、学童保育クラブもやっています、そこが敷地内にありますのでそこを利用して、日曜日などは入所児童と分けて、職員が付いて見るという工夫もしておりますが、利用する方は各市町村から御紹介を受けたり、あるいは直接利用したいという保護者から連絡を受けてやっておりますが、多くはひとり親家庭だったり、あるいはその親御さん、主にはお母さんですが障害と言うか疾患をお持ちの方もあり、傾向として多いです。子どもさんも幼児が多いです。それから発達の遅れや発達障害、気に掛かるような生活状態の子どもさんが多い。受ける側もそれに配慮して、養護上の問題やあるいはその発達上の問題を考慮しながら見ていく必要があります。中には、やはり受入れが難しいということでお断りする場合もあります。もう一つ言えば、養護施設の子どもたちと一緒に見ますので養護施設の子どもたちが、例えば、インフルエンザにかかっているとか、あるいは、行事で職員の勤務が難しいとか、そういう状態でお断りする場合もある。利用者にとっては、できると思って申し込んだのに、なかなか利用ができにくい。早くから予約を入れて、予約を入れたが利用できないということが決定して連絡が来るまでなかなか時間がかかる。自分が仕事に行かなければいけない、あるいは健康上の理由があって休みたい。いろいろな理由があるけれども預かってくれるかどうかの確定がなかなかできにくいという課題もあります。実際に利用されている方、仕事でひとり親家庭で仕事を持って、なんとか頑張っ行って行かなければいけないけれども、仕事内容が日曜日や祭日に出張が入るとか仕事が入るとかいうので、どうしても預けなければ生活ができないというような方もありまして、できれば毎週日曜日に預かってほしいというような方もあります。おなじみさんという形で、同じ方が毎月予約をするんですが、徳島市の場合は、それもやっぱり同じ人ばかりが利用するようになって偏ったらいけないということで、回数を決めて、利用する方はもっと利用したいけれどもできない。あるいは、他の人たちが利用したいと言っても、先に予約が入っていたらお断りしなければいけないというような状況もあります。これは、うちのほうももっと宣伝したいし、市町村の委託事業ですから、市町村がこの事業がどんどん使えるのであれば、もっと利用さ

りたい人、あるいは利用してもらったらその養護の問題として随分助かるであろうという方も市町村にはたくさんおいでだと思います。ただ、受入れ先の児童養護施設や乳児院がその受入れにある程度限度とか、お断りされる場合もあるので、あんまり広く言えないし、どんどん宣伝もできない。そういう状況があります。これが皆がどんどん利用できるとなれば、いわゆる市町村で、要保護児童対策地域協議会で上がってくる難しいケースの親御さんも困ったときに預かってくれるという流れがあれば、随分と助かるケースがたくさんあると思います。そういうことでニーズは非常に大きい。しかし、現実的には受入れが限られているので、供給が間に合っていないという問題があります。それをなんとかもっと広げていくために、一つ提案したのは、里親登録をしている方にショートステイやトワイライトステイを受けてもらえないかということでした。実際に、他の県ではそれをやっている所もあります。ただ、調べてみたらやれるのが児童養護施設、乳児院、その他に里親やファミリーホーム、それから保育所もできる。ただ、保育所でやっているというのはあまり聞いたことがありません。話が飛びますが、取りあえずその里親とかファミリーホーム、今、徳島県では、ファミリーホームは2つあります。里親は、これからどんどん増やしていかないといけないというところですが、民間委託の里親もありまして、そういうところの利用というのは、進めることができるのではないかなと思います。ただ、その仕組みとして、施設のほうで、例えば、市町村が直接施設に申込みをしていたのを話し合っていたものをここの里親と委託契約を結ぶのかどうかと。そして、何かあったときの保険はどうするのか。そして、お金の支払いですね。保護者負担金というのが発生しますので、その支払い。施設だったら、割合支払いの仕方は決まっているんですけど、里親は個人ですから、個人にどういう形で支払うか。利用した保護者が直接支払えるのかがどうなのかも含めて、その具体的に進めるシステムを県、あるいは市町村も一緒になって検討していただきたいと思います。それから、保育所でもできる。だいたい保育所は日曜日お休みですので、日曜日のショートステイや休日預かりはできないとは思いますが、例えば、社会福祉法人によっては、特別な必要な子どもに対して保育所も日曜日にこの部屋とこの人材をさいてやろうという所が出てくれば、各市町村は随分助かるかなと思う。ただちょっと保育所の仕組みが、ちょっと分かっていないところがあって、保育所がやっている一時預かり事業、それとの兼ね合いがどうなるのかなっていうのがあって、ただ、もっと幅を広げて保護者の病気、あるいは、その他の事情で子育てに疲れたとか、あるいは、虐待してしましそうだという保護者にも養育疲れというんですかね、そういうのもOKですし、トワイライトステイの場合、休日預かりになるのは、仕事のために特にひとり親家庭の仕事のためについていうのも利用できる理由になっています。そこら辺を広げていくことで、養育支援の幅が随分広がるなと思うし、現実的な支援につながるかなと思いますので、そこまで、素案ができたのに、また、もう一つというのは難しいとは思いますが、ちょっと検討していただけたらと思います。

(会長)

新しい課題というか提案ですけど、今すぐは、ならないと思って言われたらどう思いますけれど。事務局いかがですか。

## (事務局)

ありがとうございます。委員からは、このショートステイの関係で、正直私もその現場を、しっかり把握ができておらず、今お聞きしてああとという部分がたくさんあって、恥ずかしながら非常に勉強になり、ありがとうございます。今、状況を教えていただきまして、非常に便利な制度ではあるけれど、現状では非常に使いにくい部分があるんだと。大きく言うところのような御趣旨の話でなかろうかと思います。今、この冊子の15ページ、また17ページに入っております、子育て短期支援事業等についてのこの見込みというのは、申し上げましたように各市町村、例えば徳島市であれば徳島市でそのショートステイ事業にこのぐらいの見込みを持っておるといところも積み上げてあるものでございます。実際に委員がおっしゃるようなところの部分、潜在的なニーズ、今使えていないといところをどこまで拾って徳島市を含む東部1というのができ上がっているのかは、ちょっとこれだけでは、分かりにくい部分があるんですけども、きっとここに入っている数字以上に今の話であれば潜在的なニーズがあるのかなと感じております。そのやり方といたしましても、今の現状の施設だけではなくて、例えば里親でありますとか、ファミリーホームとか、またあるいはその保育園の活用についても検討するのかといったそのところ。子どもを預かってもらうっていうことは、もうそれだけで言うと同じなんですけれども、きっとさっきおっしゃったように、この部分とこの部分を分けなければいけないとか、その役割、曜日の問題、それからそのスタッフ、施設、全てが最適化を探すような形で行かないといけないうのかなというふうに、まずはこの課題を認識をして、その解決のために例えば市町村とどうした形で進めていけるのか、またそこへ県がどうした形で支援していけるかというのも御相談する部分からになると思うんですけど、研究しながら今日言って明日できたというものではないと思うんですけど、進めて参れたらなど。どのくらいのものになるかも分からないですし、その検討の結果どうなるかも、さっきおっしゃられたとおりいろいろなあい路があると思いますけれども、具体的に進めていくための、まずはその検討どのように行っていくかという部分について、考えていけたらなと思います。ありがとうございます。

## (委員)

それに加えてですね、実は、児童相談所の一時保護所は一杯でパンクをする状態です。徳島県は中央こども女性相談センターに一か所だけなんです。それで、他の県でもそうなんですけれども、特に大阪や東京や一時保護所で何か月も過ごさなければいけなくて、入所ができないというような要養護児童もいる状態があります。徳島県はやっぱり虐待の問題とかで養護施設や施設入所の措置を取らない場合でも一時保護をしなければいけないケースはたくさんあると思うんです。もちろん虐待の問題とか難しいところになってくるとどこでもというわけにはいかないと思うんですが、今、国としてもそういう一時保護所機能を児童養護施設や乳児院の多機能化の上で、その施設のほうに委託できないかということで進めています。それもまた、里親に一時保護委託をするというケースも実際にも進んでいます。そういうことも考えてみれば、やはり一時預かりという機能は、ショートステイについても一時保護についても、非常に必要なことであると思います。そこら辺の機能を整備するための方策というのも含めて検討していただきたいなと思っております。

(会長)

ありがとうございました。すぐにはちょっと難しいかもしれませんが、良い御提案ですし、というようなことを少しづつでも改善していかないと、なかなか現状を良くできないと思いますのでありがとうございます。

里親のこととか何かございますか。今のことに関連して。

(委員)

里親会のほうでは、未委託の方はたくさんおいでまして、その方は待っているんですけども、こういうふうな事業をそんなんでしたらしたいなと思う方と思われたい方はおいでると思うので、でもこういうことで困った方、子どもさんもおいでるということで、里親会でも説明して広げていって、その中からまた、里子になる場合もあるかと思うので、そんな形でみんなに説明していくのもいいかなと思いました。またよろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。何かございますか。他に今の問題に関連して、あるいは他のことでも結構ですどうぞ。

(委員)

保育所でもトワイライト、ショートステイもできると。本当に保育所のほうは、全県下に全国で見るとやっている所もあるんです。それは、延長保育が始まったときに、延長保育を午後5時から午後6時、午後7時と伸ばしていったときに、都会のほうで、特に繁華街近くの保育園が夜遅くまで、それから泊まってという形になっていきましたので、都会にはあるにはあります。それと休日の保育は、徳島県の中でも何園か行っています。ただ、保育園としては、最初から出ている保育士不足というのがありますので、あまり地域にとって必要数が少なくて、保育園が必要としてもですね、それを取り入れていくと今度、自分の所の職員が来てくれる人がいなくなる。隣の保育園は、週休2日で、土曜日でも休んでいるよという所と、土曜日1日あって、それと24時間ずっとあって、自分が入ったらそこに回されるじゃないんだろうかという不安があって、積極的に今できないのが実情ですね。もっと職員が豊富にあればもっと進めていけるんだろうと思います。それと幼稚園型の一時預かりと保育園がやってた一時預かりとの関係なんですけど、認定こども園が幼稚園型の一時預かりをするとときに、認定こども園はチーム保育ができますから、各組に2人担任がいるんです。その上に1号認定子どもが午後2時から午後4時まで置いてくださいと言ったら、もう一人職員を置けみたいな話がありまして、この保育士不足のときにこれは本当におかしいだろうと言ってもやっぱしそういう決まりだからと言うんです。どうしてかという、認定こども園は職員2人制になっても1人でやっても、朝から夕方まで保育園と同じ時間帯を職員がカバーしているんです。午後2時から午後4時までというのは当然カバーされている。だからその1人の子どもに対して、もう1人職員を置くという無意味なことが今起きているので、こういうところを少しでも解消していくと職員不足の解消にもつながるし、職員も新しく採用しやすいような状況にもなってくるのかな

と思っています。雇われたと来た人が、そういった組に1人、3人目の職員で1人だけを見に入るような、そんなのではやる気にもなりませんし、そのあたりをちょっと考えていただきたいなと思います。それと保育に欠けるということから、今は保育を必要とするということになったんです。それで保育園とか施設を利用する人がたくさん増えたんです。土曜日の保育が今どうするのかというのが保育所の運営費の関係でちょっと問題になりかけているんです。だけど徳島県のこども園を運営している人は、皆、土曜日は開けて当たり前と思っています。だけど全国的には閉めている所があったりして、園長会でも冗談の話なんですけど、私の所もやめて週休2日にしようかと。そうしたら仕事の量が少なくなるからちょっと職員も入ってくれやすくなるなという、所長会でも冗談が飛び出してくるような形になっています。そんなことも含めて、あいまいに広く対象者を増やしていくところを、もう少し厳密に絞っていけることになれば、トワイライトもですけど、もっと必要な人が、必要な所で利用できるようになるのではないかと、そんなふうに感じました。

(会長)

はいありがとうございました。この問題に関してもいろいろ詰めながら徐々に、改善とかできていったら良いなと思います。確かに、現状ではその虐待とか、子育てに不安を抱えている人が非常に多くなっていますので、そういうニーズは助けになろうと思いますので、それに対してそれに答えるような制度づくりが大切かなと思いますので、ありがとうございました。他に何かございせんか。それぞれ、お気づきになられたようなところで。

(委員)

文書表現ですが、3点ございます。第一点目は、冊子の23ページに認定こども園というのが非常に重要な位置付けになっております。認定こども園の普及に関する基本的な考え方をということで、訂正の資料2の5ページの(7)の『特別な支援を必要とする子どもに対する保育の充実』ということで、5行目、『特別な支援を必要とする子どもに対する保育の一層の充実を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所など』のこの「など」に、多分、認定こども園という位置付けだと思うんです。なので、やはり私の感覚から言えば認定こども園というのは、文言で入れられたらどうかなと思います。保育所、幼稚園、認定こども園、学校というように、時代的にそうなるのかなと思います。

第二点目がクーポンで、資料2の2ページと4ページに「クーポン」が出てきます。まず2ページからいきますと、2ページの第3節『4県及び市町村が連携した在宅の子育て家庭への支援』ということで、4の3行目、『様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付』となっています。4ページの(5)子育て・生活支援の充実ということで、「新」で「在宅で育児をしているひとり親家庭の負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスを利用できる」こちらは『在宅育児クーポン』になっていますので、別物なのか一緒なのかということで、どちらかに統一されたらどうかと思います。

(会長)

「多様な」ということと「様々な」ということですか。

(委員)

在宅育児クーポンが同一ものなのかどうなのかということですよ。2ページのほうは「クーポン」という表現で、4ページは「在宅育児」と入っているので、これは別ものですか、同じですか。

(事務局)

同じものですので、同じ表記にしたいと思います。ありがとうございます。

(委員)

第三点は、冊子の30ページの「2 社会的養育体制の充実」の中で、「(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成」ということで段落があります。まず「虐待を受けた子ども等ということで、人材の確保・育成を推進します」と。次の段落で「心理治療施設への措置をとり適切な支援を受ける体制強化を取り組みます」と。次に「児童自立支援施設職員の専門性の向上」という項目が出てきます。児童自立支援施設というのは、本来はここに書かれてるような不良行為をした子どもや生活指導を要する子どものための施設です。ところが昨今、例えば被虐待や発達障がいの子どものなど、背景に様々な要因を抱えた子どもさんが措置されています。複雑な要因が絡んでおり、支援が難しくなっているという理由で「その専門性の向上、人材育成が必要」という文言はいかがでしょうか。以上3点です。

(会長)

はいありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございます。改めて、一点目のほうにつきましては、認定こども園という表記を場所を決めて入れていきたいと思えます。二点目は、先ほど申し上げましたとおりクーポンは同じものがございますので、同じ表記にさせていただきたいと思えます。三点目の社会的養育体制のところの児童自立支援施設につきましては、入れ方についてちょっと即答はあれなんですけれども、入れ方については検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

(会長)

何かございませんか。なんでも結構ですお気づきのところがありましたら。保護者の方の立場で何かございませんか。

(事務局)

せっかくの機会でもございます。計画とか計画案によらず、今の現場のお声、状況ですか、お困りごとだったりとか、すぐにどうこうできるものがあつたりなかつたりすると思うんですけれども、せっかくの機会でもございますので、それぞれの御分野での今の状況なんかについてもお聞かせいただくと有り難いと考えております。失礼いたしました。

(会長)

これに限らず何でも困ってるところ、困るところがたくさんだろうと思うんですけど。

(委員)

私ども幼稚園ですが、幼稚園も保育所機能を持たしたような、そういうようなことが時代のニーズなんか知らんですけど、具体的に言えば預かり保育も長時間保育を希望している保護者が非常に増えてきております。特に、皆さんも御承知のように幼稚園、幼児教育が法律で無償化になりますと、保護者も無料になるんだったらももっとも時間見てくれと。我々幼稚園からの立場で言わせてもらえば、教育・保育一体化とは言うものの、現実には教育を重視したのが幼稚園でございます。最近では県も国も、認定こども園になりなさいよというような指導が多いように思います。私ども私立幼稚園ですが、半々ぐらいに従来のように私学助成が半分と、半分は認定こども園に、認定こども園になるとやっぱりあまり知られていない0, 1, 2歳から5, 6歳まで見るというので、大変御苦労があるようでございますが、恐らくこれが今のニーズでないかと思っております。重複しますが、国の指導で段々、幼稚園も保育所機能を持たせないといけないように、もう一つ具体的に幼稚園も我々は40時間制で、月曜から金曜まで40時間を取っているんですが、土曜日をどうしてくれる、お昼まででも見てくれと。最近私どもの幼稚園は、1号認定の子どもですね、でも最近では1号認定の子どもプラス2号認定の子どもが相当私立幼稚園も増えてきています。この2号認定子どもの保護者にしてみたら、なんとか土曜日も見えてくれないだろうかとなかなか解決できるんかできんのかこれは難しいものですが、今、保護者のニーズは非常に学校教育の中にも、もう学校の意見よりも保護者のニーズを入れていかんようなことが実態になっておるように思います。そこに今、親のほうが先ほどもちらっと出たんでしょうか、虐待というのが増えてきております。私どもも私立幼稚園はめったに聞かないのですが、聞こえてこないのかもしれませんが、私たちの年代のときは、子どもの保育や教育でも、お尻ぺんぺんぐらいが当たり前だったんですが、この頃、お尻をぽっぽと我が子を叩いても虐待になる時代ですので、やっぱりこの頃、父親も母親もこちら辺りから教育していかなければ、我々時代は当たり前のことでも、先生自体がぴりぴりになって、今先ほども人材確保のことだったんですが、教員養成系の大学でも、半分ぐらいしか、例えば児童学科であれば幼稚園、保育所の保育士、小学校の先生にとっても半分ぐらいしか手がないと。他は、他の職業に就くというようなのをよく聞きますので、これはどう捉えていいのか、今の時代のニーズというのはこうなのかなと思って、我々の実情ををちょっと話させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。とにかく教育熱心なのはいいことだと思うんですけど、子どもの意見を聞きながら親もしたらいいんですけども、英語のニュースを聞いていたら、これも余談になりますけれど、アメリカでも過干渉な教育的な親の事をヘリコプター親と言うんですって。上のほうからがみがみとそういうふうなヘリコプター親というふうに言うのを聞いて、ああそうか、アメリカでも日本と同じような過干渉の親というのは

多くなったんだなと聞いたニュースがありましたけれども、いずれにしても親が子どもを大切にという、その大切にという意味がちょっと虐待に向かうような仕打ちが多くなったという気はします。いずれにしても保育とか、幼稚園、学校等が子どもに対してそういうことがないように守っていかないといけない、機能をもっと果たさないといけないなと思いますが、ありがとうございました。事務局、何かありますか。

(事務局)

ありがとうございます。委員さんがおっしゃっていただいたように、10月から幼保無償化が始まりまして、いわゆる保育ニーズがどういう形で増えるのかなという中でですね、一つ教えていただいたように今すぐに預けている方が長時間預けるようになるという状況が今かなり聞こえているようなところでございます。詳しいデータみたいなものは、またこの後少し時間をおいて、国のほうでまた、まとめたりもするかも分からないんですけども、元々その無償化が始まって今まで預けてない人が、無料だから預けようかみたいなことになるのかなというふうなことも思っていたんですけど、元々働きたいといったものをある程度実現をされていて、むしろそうした形で預けている人が多くなっているというような現状を今正におっしゃっていただいたのかなというふうに思っております。後の方でおっしゃっていただいた、いわゆる教育者のなり手の方のお話ですね。私も恥ずかしながら教育大出ながら、先生にならずにここに座っておりますので、教員を選ばなかった。私事ですが、やっぱり教育はなかなかしんどい部分が多いんだろうなという思いもあったのも事実でございます。まして、私が学生の頃と違って、今はその教員に向けられる保護者や社会の目というのは、非常に厳しくなっておりますので、おっしゃっていただいた形、また、保育士についても同様で、さらに保育士については処遇面とかいろんなものも重なりながらですね、非常に厳しい状況になっておりますので、そこは打開すべくいろんな手をこれからも打っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

はいどうぞ。

(委員)

徳島県の幼稚園やこども園は毎年、段々とこども園化になりまして、幼児教育が保育所と認定こども園と幼稚園というふうに、いろいろな方面で、子どもたちがそこでその三つの教育施設で教育を受けられるというところで、この間アクションプランⅢというのを次世代育成・青少年課と教育委員会と携えまして、委員さんも一緒に参加していただいて、公立、私立、それから保育所、認定こども園、幼稚園の枠を超えて、一つのものを教育としての目標にしていこうということで、アクションプランⅢで冊子を作らせていただいているところです。今最終案ができて、それが教育施設全部が携わっているんですよということで委員の名前を記載することにしました。いろいろな施設が同じ方向へ向いて、子どもの教育を支えて保育を支えて行けなくてはいけないなと、私たち現場のほうもいろいろ考えながら先生同士の交流も含めながら、子どもたちを守っていかなくてはならないなと今、切実に最近思うようになっております。やっぱりこういう情報交換というのはす

ごく大変良いもので、よく情報交換することでこういうことが困っているのかなとか、こういうことを今頑張っているのかなというところで、研修も一緒にしたりすることで、親御さんが困られているところを私たちもサポートできるように頑張っていきたいなと思っております。ちょっと取組だけなんですけれど、お伝えできたらなと思ってて手を挙げさせてもらいました。またいろいろと情報を教えていただけたらいいかなと思っております。よろしくお願ひします。

(会長)

どうもありがとうございました。

(事務局)

委員さんありがとうございました。実は、私ちょうどこのアクションプランの案を今持っております、少し合わせてご紹介をさせていただきますと、今、教育委員会のほうで進めております、徳島県幼児教育振興アクションプランというのが、今委員さんが御紹介くださったものでございます。今後5年間にわたって幼児教育の充実を図るための総合的な基本計画ということで元々、前の計画のほうでも課題となっておりました幼稚園や保育所、認定こども園などにおけます質の高い幼児期の教育・保育の提供、また、保護者の資質と専門性の向上などをはじめとする課題に対応するために今策定を進めているところでございまして、この後、この我々の計画と同時期にこの後の議会を踏まえ、また年度内の策定を行っていくというふうになっているところでございます。一点お話をさせていただきますと、実は前回もこの計画の中で委員さんのほうから、いわゆるPTA活動に絡んで、その保護者の方の教育といったものもしっかりしていくべきであるというふうな御意見もいただいたところでございます。こちらのほうにつきましては、今申し上げましたアクションプランのほうに、重点項目といたしまして、家庭や地域社会関係機関との連携の充実をしますといった中で、家庭や地域社会の取り組みとして、PTA活動や研修への参加などによります家庭教育の重要性の理解といったものも進めていくというふうになっているところでございまして、先般委員さんから頂きました御意見もこのプランに基づいてまた進めてまいれたらというふうに考えております。

(会長)

はいありがとうございました。先日の御意見いただいたのがちょっと私も気がかりだったんですが、どうですか。良かったですか。

(委員)

いろいろなこういう一元的なものではなくて多方面から目配りはいただいて本当にありがとうございます。今日のこの会議の中では、保護者にとっては有り難いセーフティネットのようなことを御説明いただいて、より充実した形で保育の充実、子育ての支援の充実としていただけたらという思いで聞かせていただいてました。

私が保護者の立場でひとつ気になっているのは、この冊子の最後のほうにもあるんですけど、0歳児の数がどんどんこうやって減っていくんですね。見込み数でいっても小さな

所だと0歳児が1とか一桁という所も多くなっていて、計画の最後のほうでは、こうなってくるとなかなかこの地域で独立した形で、何がしかのことをやっていくのは厳しくなってくるなど。学校教育のことを中心に話し合っていたらいいんですけども、私、保護者の立場で担わなければいけない家庭教育とか、特に家庭教育が終わった後、OBとして担わなければいけない社会教育、地域の教育力の担っていかねばいけない立場に保護者があると思ってるんですけども、園長先生もおっしゃっていただいたんですけど、バランスが例えば公立の幼稚園なくなりました。保育所、こども園になります。地域でも統廃合が進んでいきますとなると、どうしても地域によって地域の教育力の偏在が起こったりその当然、学校がなくなればそこで子育てする家庭もどんどん減って行って、当然その地域が最終的にはなくなると。どうにかそこを打開できる案が出せるのが私はこういう教育を中心に公的なまちづくりの施設や設備をどうやって見守っていくかみたいなものがとても重要だと思うので、この県のところでは特にこの地区別に今出ている分、市町村とか地区のほうからこういう数字が上がってきたと今おっしゃっていただんですが、その数字を数字だけじゃなくて、本当にこの数字でお宅の所は大丈夫なのかということをお伝えいただかないと、この0歳児のところは100を超えているところはしばらくはいけるんでしようけれど、特に郡部の所だと、一桁という所が結構出てくるので、なんとか統廃合が進んでくると思うんですけど、統廃合の仕方も教育的な見知とか家庭とか地域の教育力が最後まで残っていくような形で統廃合が進められるような形の指導というか助言というのを、県の皆さんの立場からはしていただきたいと思って聞いていました。先だつての会議からの継続で言えば、県の皆さんも心配りをいただいて他のアクションプラン等に反映いただいていたありがとうございました。

(事務局)

委員ありがとうございました。今、お話しいただきました各地区ごとでいうと非常にショッキングな数字でございまして、実際に問題が出てくるのは、県全体で出るというより、エリアエリアで、基礎自治体単位で出てくるということでございます。この計画におきましても、教育だと全県一区で、保育だと各市町村一区域。地域子育て支援事業でありますと、県内を六つの地域ということで、一つ一つの項目に応じた区域分けをして、整理をしているところとございまして、本来的にこの単位で考えていく。13事業であればこの6地域でどう補完し合っていくかと。その0の所がそれができるのか、1の所がそれができるのかというのではなく、そのエリアを見て補完していくという形になっておりますので、おっしゃっていただいた助言でありますとか、指導でありますとか、この計画をそれぞれの自治体で、それぞれの項目に応じた捉え方をさせていただいて、また、県域でとか、ある意味広域で考えていくべきところを考えていただけるように、周知、指導・助言を行ってまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。まだまだ、御意見もあろうかと思いますが、時間の関係もございましてこの辺でおきたいと思っております。先ほども文言の訂正がありました。今後も多少出てくるかも知れませんが、修正の必要となった場合は、私に一任させていただいて

よろしいか。

(委員)

了承

(会長)

よろしく申し上げます。

それでは議事の2で「その他」になってますが、何かございますか。こちらで用意したものはありませんが、何か委員の方から何か議事、その他ございませんか。なければこれでおきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。